

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

第1回会合議事録

日 時：平成20年10月20日(月)14:00～16:10

場 所：内閣府本府3階特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、漆委員、尾花委員、清原委員、国分委員
(代理・大久保氏)、坂田委員、曾我委員、高橋委員、半田委員、別所委員

(政 府)：小淵内閣府特命担当大臣

(内閣府)：柴田内閣府審議官、松田政策統括官、殿川大臣官房審議官、小島参事官

(オブザーバー)：

内閣官房IT担当室参事官、警察庁生活安全局少年課長、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

議事次第

1. 開 会

2. 小淵内閣府特命担当大臣あいさつ

3. 検討会の開催の趣旨及び委員紹介等

4. 議 題

(1) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律及び同法施行令案

(2) 検討会の進め方

(3) 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動

政府による推進施策の状況

清水座長発表

曾我委員発表

高橋委員発表

(4) 意見交換

5. 閉 会

6. 議事内容

(殿川大臣官房審議官) 本日はお忙しい中、先生方にお集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまから「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会(第1回)」を開催したいと思います。

私は事務局を務めております官房審議官の殿川と申します。

まず初めに、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の開催に当たりまして、小淵内閣府特命担当大臣よりあいさつを申し上げます。

(小淵大臣) 皆様こんにちは。青少年健全育成を担当いたします内閣府特命担当大臣の小淵優子でございます。本日は大変お忙しい中、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今、インターネットは、私たちの生活の中で欠かすことができないものとなっています。私がインターネットという言葉を最初に聞いたのはいつの頃だったかといろいろ思い出しております。そして、私自身が携帯電話を持ち始めたのはいつだったのかということを考えました。ちょうど私が学生から社会に出るときあたりに、自分で携帯電話を買って大変うれしい思いとともに使い始めたのを覚えています。

しかし、今は、子どもたちはインターネットが当たり前のようにある時代に生まれ育ちます。私にとってインターネットは1つの便利な道具にすぎない部分がありますがけれども、これから生まれて育つ子どもたちにとってはどうなのかということを見ると、彼らにとってインターネットとは、やはりすべてであり、いろんなことの問題や解決法や、それが宿題だったり、遊びだったり、人と人の関係にわたるすべてにおいてインターネットというものが絡んでくるのではないかというふうに思っています。

しかし、今、インターネットということに関しますと、いろいろな有害情報なども流通しておりますし、犯罪に巻き込まれるケースもあるということで、本当に安心して安全に使えるものになっているのかという意味では、私も一人の母親としていろいろ心配する部分もあるわけであります。しかし、今の時代、インターネットを欠かすことができない中で、子どもたちが安心して安全に使えるようにするためにその環境を整備していくことが私たち大人に課せられた重要な責務であると考えております。

今年の6月に成立いたしました「青少年インターネット環境整備法」では、子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する計画を定めることといたしております。

本日はいろいろな形で、子どもたちと向き合っていていただいている皆様方をはじめ専門家の皆様方にお集まりいただいております。この検討会を通じてさまざまな議論を交わしていただくことによりまして、そうしたものを活かしてより良い計画をつくってまいりたいと思っております。

今回が第1回目となりますけれども、皆様方のお知恵、これまでの経験というものをちょうだいして、すばらしい意見交換をいただけますように心からお願いし、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。

どうか、皆様よろしくお願い申し上げます。

(TVカメラ退室)

(殿川大臣官房審議官) 小淵大臣は、ここで公務がありますので退席いたします。

(小淵大臣退室)

(殿川大臣官房審議官) まず初めに事務局から配布資料の確認、この検討会の開催の趣旨及び委員の御紹介をさせていただきます。事務局の小島のほうから申し上げます。

(小島参事官) 事務局の小島でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず配布資料の確認をさせていただきたいと思ひます。資料1から8までと、参考資料1から3まででございます。

資料1でございますけれども、これは本検討会の開催の根拠となります内閣府特命担当大臣決定でございます。

資料2は、青少年インターネット環境整備法の概要、施行準備事項及び今後の進め方に関する資料が入っております。

資料3でございますが、法律の施行案の意見募集に関する資料でございます。

資料4は、本検討会の進め方に関する資料でございます。

資料5でございますけれども、政府の主な推進施策の現状に関する資料でございます。

資料6から8まででございますが、これにつきましては、それぞれ本日発表いただきます3名の委員の説明資料ございまして、6が清水座長、7が曾我委員、8-1から3までが高橋委員の説明資料となっております。

次に参考資料でございますけれども、参考資料1につきましては、資料4の政府の主な取組の現状に関する具体的な資料でございます。

参考資料2につきましては、内閣府、そして文部科学省の調査結果の関係部分の抜粋を入れております。

参考資料3でございますけれども、青少年のインターネット利用に関する現行の主な法律の概要を取りまとめたものでございます。

不足がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思ひます。

続きまして、検討会開催の趣旨につきまして御説明申し上げます。資料1をごらんいただきたいと思ひます。

本検討会につきましては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律におきまして作成いたします基本計画の素案をつくるためにいろいろ御議論いただくということで開催させていただいているものでございまして、内閣府特命担当大臣のもとに設置されているものでございます。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきたいと思ひますけれども、自己紹介につきましては、後ほど御発言と併せてお願ひ申し上げたいと考えておりまして、ここでは御紹介だけを先にさせていただきたいと思ひます。

まず、本検討会の座長でございます独立行政法人メディア教育開発センターの理事長でございます清水康敬様でございます。

続きまして、そのお隣でございますけれども、座長代理でございます筑波大学法科大学院教授の藤原静雄様でございます。

続きまして、座長から向かって右端からでございますけれども、臨床心理士コラボオフィス目黒 臨床心理士の植山起佐子様でございます。

そのお隣でございますけれども、品川女学院校長の漆紫穂子様でございます。

若干、尾花先生は遅れておりますので、その隣でございますけれども、三鷹市長の清原慶子様でございます。

そのお隣でございますけれども、(財)インターネット協会副理事長の国分明男様をご都合によりましてご欠席でございますので、その代理で主幹研究員の大久保貴世様でございます。

そのお隣でございますけれども、(社)電気通信事業者協会専務理事の坂田紳一郎様でございます。

続きまして、座長代理の藤原様のお隣でございますけれども、(社)日本PTA全国協議会会長の曾我邦彦様でございます。

そのお隣でございますけれども、(社)全国高等学校PTA連合会会長の高橋正夫様でございます。

そのお隣でございますけれども、(社)電子情報技術産業協会専務理事の半田力様でございます。

そのお隣でございますけれども、フィルタリング協議会メンバーの別所直哉様でございます。

尾花先生は、遅れられておりますけれども、以上でございます。

あと、オブザーバーとしまして、関係省庁の課長級の方々にもご出席いただいているところでございます。

以上で、御紹介を終わりたいと思います。

次に資料1の3.に記載をされているのですけれども、本検討会での議論につきましては基本的に公開としておりまして、議事の概要版につきましては、終了後速やかに公開、詳細な議事録につきましては、各委員の確認をいただいた後に公表させていただきたいと存じます。また、本日の検討会自体につきましても公開とさせていただいておりますので、この場におきまして、ご希望されている方々が傍聴されていることも併せて御報告させていただきます。

以上でございます。

(殿川大臣官房審議官) それでは、ここから議題に入ってまいりますので、これからの進行につきましては、座長であります清水先生にお願い申し上げます。

(清水座長) ただいま座長に指名いただきました清水でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、次第に沿って進めさせていただきたいと思えます。議題1は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律及び同法施行令案」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。よろし

くお願いします。

(小島参事官) 御説明させていただきます。資料2をごらんいただきたいと思います。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の概要」というものでございます。

この法律でございますが、さきの通常国会におきまして、与野党で調整した結果、衆議院青少年問題特別委員会の委員長提案ということで提出されまして、本年の6月に成立した議員立法でございます。この法律につきましては、公布の日であります本年の6月18日から1年を超えない範囲において政令で定める日から施行することとされておりますけれども、後で御説明いたしますが、施行につきましては、来年の4月1日を予定しておりまして、法律に定める施行の期限よりも早く施行するように現在準備を進めているところでございます。

この法律の概要につきまして簡単に申し上げますと、まず「基本理念」というところに書いておりますが、3点掲げられております。

1つは、青少年の適切なインターネット活用能力の習得を図るということでございます。

2つ目は、青少年の有害情報の閲覧機会の最小化を促進していくということでございます。

最後は、民間主導の取組に対しまして、国等がその取組を尊重して支援をしていくというものでございます。

続きまして、この法律の内容でございますけれども、大きく分けまして、政府の取組と民間の取組に分かれるものでございます。

右下の欄をごらんいただきたいと思います。この法律の中心的な点でございますけれども、18歳未満の青少年が使用する携帯電話やパソコン等に青少年に有害な情報の閲覧を制限するフィルタリングの提供義務等が課せられているということでございます。そのうち特に青少年にとって問題になっております携帯電話でございますが、携帯電話会社等につきましては、保護者の申出がない限り、フィルタリングを提供しなければならないというふうになっているところでございます。

それ以外にもそこに記載がございますが、さまざまな努力義務が課されておるところでございます。民間としての取組についても規定がされております。

次に左の下の欄でございますが、内閣府に総理大臣を会長とする推進会議を設置するというふうになっております。この推進会議において基本計画を策定するということがとされているところでございます。基本計画で定めることとされている事項につきましては、その下に記載されておりますけれども、青少年が安全で安心してインターネットの利用できる環境等の整備について書かれているところでございまして、法律の中にも国等の責務が規定されているなど効果的な施策を盛り込んでいくことが求められているものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。法律の施行に向けた準備についてござ

います。左の欄をごらんいただきたいと思います、施行のために必要な政令としては3つございまして、1つは会議令、2つ目は施行令、そして最後は施行日政令となっているところでございます。

会議令につきましては、推進会議の運営等に関する規定を盛り込んだもの。

施行につきましては後ほど御説明申し上げます。

また、施行日政令は、法律の施行日を定めたものでございます。

右の欄については省略させていただきます。

次のページをごらんいただきたいと思います。「今後の進め方について(案)」ということでございます。

まず政令につきましては、先週の金曜日、10月17日から11月16日までの間、パブリックコメントをかけているところでございまして、その後、12月頃に公布、周知期間をとりまして、来年の4月1日に施行というスケジュールで作業を進めているところでございます。

次に下の欄でございますが、基本計画の関係でございますけれども、来年4月の法施行後に速やかに推進会議を開催しまして、6月頃には基本計画を策定したいと考えております。そのため、本検討会ではこれに間に合うように御検討いただければと思っております。

次に資料3の3ページ目をごらんいただきたいと思います。この政令の関係の意見募集の関係でございますが、別紙2というところでございます。

この中に施行令案につきまして書いているところでございまして、法律によりまして、フィルタリングの提供義務などを課しているところでございますけれども、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合などにつきましては、過重な負担をかけるのは酷ではないかということで、法律の中で一定の適用除外等が規定されているところでございます。

1つ目でございますが、まず携帯電話の関係でございますが、携帯電話会社等が提供する役務のうち、多くの青少年が利用しておりますiモードとかEZウェブなどの携帯電話やPHSの端末画面からインターネットを閲覧できるようなものを対象にするということで規定をしているところでございます。ただし、法人・事業向けは除いているというものでございます。

2につきましては、これはYahooやOCN等がございまして、94~95%程度は大手のプロバイダーと契約をいたしまして、青少年中心にインターネットを閲覧しているという実態がございまして、それ以外の契約数が5万を超えないような小規模プロバイダーにつきましては、その影響は軽微ではないかということで適用除外と考えております。

3につきましては、これはパソコンとかインターネットテレビ等の製造でございますけれども、これにつきましても、4つの例外規定を設けているところでございます。それぞれ見ていただきますとわかりますように、ブラウザがなければ見られませんが、 と に

については、子どもが見る確率が少ない。 については2と同じような考え方で適用除外と
しているところでございます。

4につきましては、経過措置でございます、(1)については、施行前の保護者による
フィルタリングは不要という意味を施行後も有効としようとするものでございますし、(2)
については、この法律の施行前に製造を始めたモデルのパソコン等に限って施行から1年
間はその義務を猶予するというものでございます。

以上でございます。

(清水座長) ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして何か御質問ござ
いましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ではありがとうございます。

では、議題の(2)に移らせていただきまして、検討会の進め方でございます。これにつ
きましては、私から御説明させていただきたいと思っております。

本検討会は、今、御説明ありましたスケジュールにもありましたが、合計として5回な
いしは6回開催しまして、基本計画の素案づくりをいたしたいと考えております。今年内
に開催する本日と第2回につきましては、主に委員から御発表をお願いいたしまして、第
3回目は2月以降になるかと思っておりますが、それ以降からは基本計画素案について検討して
いただきたいと考えております。

本日は第1回目でございますが、重要な視点であります教育及び啓発活動に関する発表
をお願いし、12月に予定をしております第2回目はフィルタリングの性能向上、利用の普
及、あるいは民間団体等の支援に関する御発表を予定しております。

その後、2月に予定しております第3回検討会では、基本計画の骨子案の議論をお願い
したいと思っております。第3回終了の後に、さらに議論が必要となりました場合には、3月中
にもう一回開催させていただければと思っております。

4月以降の法律の施行におきまして、第4回の検討会を行いまして、一般からの意見募
集を行いますパブリックコメントを得まして、第5回の検討会を行って、最終的には閣僚
級の推進会議の場で基本計画を決定していただくという予定になっております。

以上が、この検討会の進め方としての現在の案でございます。

この進め方につきまして、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。よろ
しいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日、第1回のメインの議題となります「青少年のインターネットの適切な
利用に関する教育及び啓発活動」につきましてでございます。まず最初に、政府による推
進施策の現状につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。よろしく願いま
す。

小島参事官 事務局より御説明申し上げます。資料5をごらんいただきたいと思います。
資料5「青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の主な推進施策

の状況」ということでございます。この内容につきまして御説明申し上げますが、先ほど御説明しましたとおり、青少年のインターネット環境整備法におきましては、青少年のインターネットの活用する能力について習得することを理念として掲げておりまして、基本計画の柱の1つとして、それを推進するための施策を盛り込むことにしているところでございます。

この資料5につきましては、現在の政府が取り組んでいる施策、そしてこれから取り組む予定の施策につきまして取りまとめたものでございまして、また、参考資料1を併せてごらんいただきたいと思っておりますけれども、個別施策の具体的な内容につきましては、参考資料1にも詳しく書いているところでございます。この説明におきましては、資料5を使わせていただきたいと思っておりますところでございます。

この資料でございますが、一般的な教育啓発の推進施策につきまして、まず4ページ目を見ていただきたいと思っておりますが、この法律の中の、特に13条と15条でございます。この13条と15条に教育、広報啓発という規定がございまして、この項目に沿いまして施策を整理させていただいているところでございます。

13条第1項でございますが、学校教育、社会教育及び家庭教育の推進ということが書かれているところでございます。その第2項につきましては、インターネットを活用する能力、習得のための効果的な手法の開発及び普及ということが規定されています。これを後で御説明申し上げますが、資料5の1ページから2ページのところで書いているところでございます。

また、15条の広報啓発の推進ということが、後の(3)ということで御説明申し上げたいと考えているところでございます。

資料5の一番最初に戻っていただきたいのですが、今後、取り組む予定の施策につきましては、括弧書きで実施予定時期を記載させていただいております。平成21年度に予算を要する施策については、概算要求の段階でございますので、まだ確定しているものではございません。

それでは中身について御説明申し上げたいと思っております。

まず、学校教育の関係でございます。(1)の学校教育の推進に関しましては、青少年に適切な能力を習得させるために、学校、特に義務教育における取組が大変重要であると考えているところでございます。この点につきましては、本年の3月に学習指導要領が改訂されまして、小中学校において情報モラル教育を重視していくことが規定されております。来年度の平成21年度から実施されていくことになっておりまして、平成23年度には小学校、平成24年には中学校において完全に新しい教科書に基づいて指導がされることになっているところでございます。

また、これを実現していくためには、教員に対する情報モラル教育を行うことができるようにすること。また、既にカリキュラムや手引書の作成に取り組んでいるところでございます。平成21年度からは研修や子ども用の教材の作成に取り組んでいく予定でござい

す。

さらに教職員に一般的な啓発を行うために官民による講習、その他の説明会が実施されているところがございます。

そのほか、本年の7月でございますけれども、小中学校において、特に携帯電話をどう取り扱うべきかということについて実態把握をし、その状況に応じながら、学校としての方針を決めて指導を行うよう文部科学省のほうから都道府県などに対して周知を行っているものがございます。

(2)でございますが、社会教育でございます。

小中学校における情報モラル教育の完全実施までには数年の猶予がありまして、この意味では学校の教育のみならず学校外での取組も大変重要であると考えているところがございます。

この点につきましては、(2)の に示したとおり、政府としても民間企業、NPOなどと協力しながら啓発活動を実施しているところがございます。

また、民間における自主的な取組をサポートしていくため、先日、民間企業とかPTAなどで来年に設立することを表明されております「安心ネットづくり」促進協議会に対する支援を行うとともに、今後は関係団体の連携を図るためのネット安全安心全国推進会議(文部科学省)の開催や地域のボランティア育成などにも取り組んでいくということでございます。

さらに官民で蓄積されました有益な取組や教材などを共有していくためのポータルサイトも充実させていくこととしております。

次のページでございますが、(3)の家庭教育の関係でございます。

家庭における取組の推進につきましては、保護者に対する啓発講座の実施や啓発用資料の作成に取り組むとともに、家庭教育を応援するために都道府県で作成している家庭教育手帳にも情報モラルについて話し合うことが盛り込んだ取組を行っているところがございます。

一番下の(4)でございますが、インターネット教育の効果的な手法の開発・普及促進ということでございます。

これにつきましては、インターネットの活用能力を浸透させていくためには、今までの取組以上の効果的な手法が求められているのではないかとということで、このための仕組みづくり、使いやすいデータベースについても、今後具体的な取組を進めていく予定でございます。

最後、3ページをお開きいただきたいと思っております。これにつきましては、広報と啓発について示しているところがございます。

まず国民運動の展開ということでございます。国民全体に青少年がインターネットを適切に利用していくには、青少年自身が自らルールを身につけて、保護者も知識を得て家庭で見守っていく、こうした基本的な必要性について浸透させていくことが必要であると考え

えておりまして、本年の2月から政府全体で国民運動としまして、青少年を有害情報環境から守るための取組が開始されております。

また、事実をとらえて一定のテーマを訴えますような強調月間等ございますし、キャンペーンなどを実施しているところでございますけれども、今後につきましては、青少年インターネット環境整備法の施行に向けまして、こうした取組をより広く浸透させていきたいと考えているところでございます。

また、(2)ですが、インターネット上のさまざまな問題を、保護者が気づいてない場合もありますので、啓発のためのドラマ仕立て映像用の教材を提供したり、リーフレットの学校における配布や啓発用ウェブサイトも提供していくということでございます。

そして、常に当事者が問題意識を共有し、連携を進めていくための体制も設けておりまして、内閣官房のIT戦略本部のもとに置かれております実務家のラウンドテーブルの設置や、先ほど触れました「安心ネットづくり」促進協議会とか、また、「ネット安全安心全国推進会議」などの場を活用して進めていきたいと考えているところでございます。

以上、駆け足で大変申し訳ございませんでしたが、政府の取組についての御紹介をさせていただきます。皆様方の御意見をいただきながら、より充実したものにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(清水座長) ありがとうございます。御質問、御意見あると思ひますけれども、これから、私と曾我委員、高橋委員の発表がござひます。それが済んでから先生方の御意見をお願ひしたいというふうに思ひます。

それでは、私から発表させていただきますが、資料6でござひます。

(パワーポイント映写)

テーマは「インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動」というテーマをいただきまして発表させていただきたいと思ひますが、資料が多いものですから、紙芝居的になってしまいますので、パワーポイントを用意しましたので、順次送りながら御説明させていただきますたいと思ひます。

内容

ここで、私、説明させていただきたいのはこの4例というところでござひます。

子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組

学校における取組の事例

教員のICT活用指導力

今後の展開

子どもの携帯電話をめぐる問題に関する文部科学省の取組

いろいろ携帯電話に関します取組は、今、文部科学省の例を御説明があったわけですが、いじめに関する調査を通じた実態把握、新聞報道でかなり大きく取り上げられま

した学校裏サイトの調査結果等が出ているということでもあります。これは学校関係者にか
なりの衝撃、インパクトがあったものかと思えます。

学校における情報モラル企業への取組みについて

これは「情報モラル」の指導カリキュラムというのが非常に重要ということから、平成
18年度につくられたものであります。URLがありますので、ごらんいただきたいと思います。

あとは指導用ガイドブックや普及・啓発パンフレット等が制作されているということ
です。パンフレットは150万部作成して配布されているところでございます。

学校における情報モラル教育への取組みについて

これも学校における情報モラル教育への取組ということですが、情報モラル指導セ
ミナーが19年度に行われていまして、情報モラル指導ポータルサイトもつくられているとい
うところでございます。

情報モラル研修教材「5分でわかる情報モラル」

この点は、「5分でわかる情報モラル」ということで作成されたものでございます。19
年度の成果ということですが、ビデオ（映像）で見るということは非常にわかりやすいとい
うことです。これは教育研修センターに委託をされてつくられたものでありまして、イン
ターネットからでも見れるように公開されています。

「情報モラル指導ポータルサイト」

情報モラル指導ポータルサイトの点でございます。これもURLありますので、ごらん
いただきたいと思います。

「ICT活用指導ハンドブック」の作成

次の「学力向上」と大きく目立つのですが、この検討会でも、あるいはあるような施策的なこ
とをしたときに、効果測定ということが必要になるのではないかと思います。ICTの
コンピュータ、インターネット、携帯電話使ったときに、実際に先生が使う、あるいは子
どもが使ったときに学力向上に本当につながっているのかと効果測定をしたわけです。こ
れは文部科学省に委託を子どもが受けて2年間実施しまして、700名を超える先生方に実
際にICTを使った授業、あるいは使わない授業を実施していただいて、授業の後、使っ
た場合と使わない場合を比較するために同じ客観テストをして、あるいは子どもの意識調
査や先生の意識調査をしますと、テスト結果が確実に高くなっているというデータもあ
りますし、あるいは関心意欲、判断力とか、そういうのも高くなっているという具体的なデ
ータを出しています。それから実際にICTを先生が使いますと、目の前にいる子どもた

ちの学力が向上したなという実感をするというデータ等を出しております。

そういうのを受けましてハンドブックをつくったのです。

情報モラル教育に「待った」はない！

その中で情報モラルは非常に重要ということで、先生方に情報モラルを学んでいただくページを設けているということでもあります。

ICTメディアリテラシー育成プログラム（総務省委託事業）

これは実は総務省委託事業なのですが、私、座長だったということで、紹介させていただいているわけですが、携帯を使ったときの学ぶ、シミュレーターも作って、「ICTメディアリテラシー」というタイトルになっているのですけれども、提供して、実際に活用していただき、効果測定等を行っているというものでございます。

内容

子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組

学校での取組の事例

教員のICT活用指導力

今後の展開

次が学校での取組事例ということで御説明させていただきたいと思います。

今、国が行っている例を御紹介したのですけれども、今回、資料にもありますように、たくさんの事例があります。携帯電話等を使った点につきましては、保護者も非常に関心が深い。あるいは学校教育においても非常に大きな点がありますので、いろんなところで始まっているわけです。その例としてちょっと御説明したいと思います。

取組の事例（１）

今週の13日（月曜日）に、日本教育工学会の全国大会があったのですけれども、熊本県の山本先生が取り組まれたものを分析評価した例を御説明させていただきたいと思います。学校だけではなかなか難しいということで、保護者等の連携をして効果を上げたというものであります。

学校と家庭の連携プログラムの開発

左側が「保護者のモラル向上」、「学校への連絡」、「家庭での状況把握」、「家庭での指導内容」、この4つありますが、アンケート調査をたくさんしまして、因子分析といいまして、どういう視点で考えられているのかということ进行分析した上で、それを踏まえて、学校・学級での取組、そして家庭教育・保護者での教育の取組、こういうものをデザインしまして、実際に1年間かけて行ったというものであります。

保護者向け説明会の実施

現実には、最初に保護者に対する説明会を開催、年間3回とかいたしまして、あとは保護者と学校との連携ということで、利用状況とかそういうことを学校との連携で話し合いながらつくっていったということでもあります。

授業公開と課題提供

それを受けて公開事業を行いまして、授業後に家庭において課題をまた検討してもらうとか、あるいは参加できなかった保護者に対しても後日コメントをもらうとか、そういう組織的に行った例であります。

公開授業への保護者の参加

その結果なのですが、問題場면을提示して、ブレインストーミングして、解決方法を発表して、学級全体でまとめるというようなことを保護者も一緒になって検討・議論しているということでもあります。

保護者会の開催と共通理解

あとは保護者会での共通理解ということが非常に重要だということから、保護者同士の話し合いとか、そういったことを設けてきたということでもあります。

保護者どうしの共同解決

あと共同解決ということでワークショップ型の講習会を開きましたり、特にここではトラブルということを知った上でネットいじめについて、特に家庭のルールへのつながりを考えてもらうということにつなげていったということでもあります。

家庭で話し合いと指導

あとは家庭の中でのルールということでもあります。

有効性の検証結果

これはちょっと見にくくて恐縮なのですが、結論からいいますと、5～6年の保護者82人で行ったわけですが、最初、年度初めとこういう取組を1年通じて行った後、確実に保護者が変わったという確実的な意味の有意確率とか書いていますけれども、確実にこういう取組をして保護者が習得して子どもたちとのルールづくりからいろいろできたということを示しているわけでもあります。

取組の事例(2)

もう一つ、御紹介は、岐阜県の中学校の例ですが、この学校は校長先生が非常に熱心でありまして、情報モラル教育に関して全校挙げてといいますか、教員がまとまって取り組んでいます。

フィルタリングと保護者への啓発

特にここはフィルタリングと保護者への啓発ということで、校長先生のリーダーシップのもとに、このリーダーと一緒に保護者との連携をとりながら取り組んでいるという例であります。やはり学校が保護者と一緒になって取り組んでいるという成功事例ということで、いろんな学校があるわけですが、御紹介に入れさせていただきました。

取組の事例（３）

これは熊本県の小さな中学校なのですが、契約書というのを書いています。実際に契約書にサインしてもらおうという事例であります。なぜかといいますと、アメリカでは昔からインターネットを学校で使い始めた時代から、保護者と子どもは学校へ同時に一緒に行って、学校が提示している契約書、AUP（Appropriate Use Policies）というものなんですけれども、それにサインしています。年1回サインするのですが、保護者が自分の子どもにきっちりその場で指導して、親の責任として子どもと一緒にサインするんですね。それを年1回やるということではかなりの学校が問題を起こさない。あるいは問題を起こしたときの対応がうまくいっているということで、昔から取り組んでいる例がアメリカの学校でありますし、学校区全体のAUPが持っていたり、そういう取組をしています。ですから交通安全ルールを守ろうという教育と同じものですから、常識化するときに、学校が子どもにダイレクトか、学校が保護者に、これがなかなか難しいのですが、保護者と子どもとの関係を学校がつくっているというのがアメリカでは非常に成功事例として語られています。そういうことで、熊本県の中学校で行っている例を挙げさせていただきました。

内容

子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組

学校における取組の事例

教員のICT活用指導力

今後の展開

あとは、指導に関して、ICTを活用指導力も重要です。

教員のICTの活用指導力に関する達成目標と達成状況

文部科学省では、政策的に教員のICT活用指導力を100%にするという、2010年までの目標ということが、IT新改革戦略に書いていますので、それに基づいて推進している

わけですけれども、何をもって指導力というかということが議論になりまして、去年の2月に、私座長でその基準をつくらせていただいています。その中のDというのが、情報モラルなどを指導する力ということであります。これに対して、現在65.1%と低いわけですが、2010年までに100%にしなければいけないというなかなか達成できにくい目標が出ています。

教員のICT活用指導力チェックリスト

これは実際に小学校版と中・高等学校版のチェックリストで、18項目に関してチェックして評価して、そのできる教員の割合を文部科学省から公表されているわけですけれども、これはその下には指導場面とかたくさんサイトに上げています。

教員研修Web総合システムTRAIN

これを学ぶといったときになかなかできないものですから、昨年度から文部科学省の委託を受けて教員研修用のWeb総合システムTRAINというのをつくっています。ここで非常に評判がよく使われているのはビデオ・モジュールです。3分間のビデオ・モジュールで、短時間に学べるということで多くの先生に利用していただいています。指導研修に使われましたり、校内研修に使われたり、個人研修に使われています

教員研修Web総合システムTRAIN

これはビデオなのですが、ちょっと左側をクリックしていただきますと、現在116本ですぐ228本になるのですが、例えばここで「不適切サイトに出会ったときに適用を教える授業」ということで、高橋先生が実践の紹介をしています。ただ、これは現在の状況はコンピュータを使った授業で学力向上を目指すところですので、情報モラルについてはこれから充実する必要があると思います。

内容

子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組

学校における取組の事例

教員のICT活動指導力

今後の展開

あとは今後の展開ですけれども、簡単に申します。

学習指導要領での記述

学習指導要領で、ここにありますように、総則、道徳といったところで書いてあります。これだけ紹介していますが、ほとんどすべての教科で、コンピュータ、インターネットを活用することが今回の学習指導要領改訂で実施されているということです。

解説書での記述

解説書も出ているのですけれども、解説書につきましても、ここにありますように、特にネット上の書き込みのすれ違いなどとか、そういった文言も含めて書かれています。したがって、これからつくられる教科書の中で扱っていただけると思っております。

「教育の情報化に関する手引」作成検討会

本日、午前中に第1回が開かれたのですけれども、学習指導要領を改訂した後、先生方あるいは教育委員会とか関係者が改訂学習指導要領に基づいて、どのような視点で指導していけばいいか、インフラ整備していけばいいかを含めまして「教育の情報化に関する手引」を今年度中につくるということで、これも私がまとめ役をさせていただいています。この中に情報モラルという重要な点が、この検討会と関係しますが、章として1章設けたところでございます。

東京都の実態調査（H20年10月）

上のデータがたまたま東京都のデータで示したのですけれども、小・中・高で全く状況が違うということなんです。ですから一律のフィルタリングに関しては、教育関係者はかなりいろいろ御意見を持っているということと、もう一つはルールを決めているかということは、子どもと保護者で大きな差があるという点があるとともに、いろいろ聞きますと、自分の子どもから頼まれればフィルタリングを外しちゃうよと言うんです。自分の子どもは信用しているよと言うんですね。ですから、ここら辺の普及啓発活動というのは非常に重要だと思っています。

今後の検討ポイント

（1）目標

有害情報から子どもを守る

青少年の健全な育成を図る

（2）効果を上げるためには以下が必要

フィルタリングの在り方を明確にする

子どもと保護者の実態や影響を把握する

子どもと保護者のICTリテラシーを高める

保護者の判断力を高める

ポイントはここに書いてあるとおりです。

総合的な連携体制

ここで重要なのは、真ん中に「保護者」というのがありますが、保護者が1つの重要な

なるわけですが、ここが一番ばらつきが大きいといいますが、そういう点があります。学校もそれに対して重要ということで、PTAが連携協力という点が重要かと思いません。ただし、地域コミュニティというのがうまく連携していくということが非常に重要ですし、民間企業も販売のときにいかに周知していくかということを経営的にやっていただくことを期待しておりますし、地方自治体、警察の問題もありますし、こういったところが非常にうまく連携体制をつくっていくということが非常に重要だということでありまして、国の指針、普及促進の支援ということは非常に重要であると思っています。

いずれにしても、最終的にはこの問題は非常に重要なものですから、ここに書かれている人以外にもたくさんの方も関心持っていますので、多くの人に賛同していただける基本計画が検討できればいいなと思っていますところでございます。

早口で申し訳ありませんでした。

それでは、次に曾我委員にご発表をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(曾我委員) 資料7を見ていただければわかりますが、今、清水座長先生からお話いただいたような取組をしております(社)日本PTA全国協議会会長の曾我と申します。熊本でございます。

私、5年前から文科省の青少年を取り巻く有害環境対策の推進に直接携わっておりまして、インターネットの光と影という取組から進んでいく中で、この3年間は携帯電話に特化し取り組んでおります。今年子どもと携帯ということで、熊本県の教育委員会が自ら我々と一緒に取組を行うまで行き着いたことを皆さんにお話しができればと思い、このパンフレットを1枚だけ資料として提示させていただきました。

日本PTAもマスメディアに関係するアンケート調査を行っていますし、熊本県としても「青少年を取り巻く有害環境」というような、冊子を出していますけれども、これはそれぞれのホームページを見ていただければ閲覧できるようになっていますので、それでご参考いただければありがたいと思います。今、清水座長先生がおっしゃったことがデータの部分でどこのデータもあまり変わりありません。

最初に(社)日本PTAの会長として、また熊本県で取り組んだものとしてお話しさせていただくのは、この携帯の中でのForum2でリレートークの中で、私が県PTA連合会の会長としてお話ししたことです。一番最初にお話ししたのは、今の携帯電話を持たせたのは基本的に保護者です。子どもではありません。買い与えたのは保護者です。そして、それを何とかしろと言っているのも保護者です。そして、何とかしろと言っている相手が学校なのです。ということで、集まっていた学校先生には、とんでもないことが飛んできたという気持ちがあることに関して、まず申し訳ないということを保護者代表としてお詫び申し上げてから、お話をスタートしないとだめだろうと思います。

お詫びを申しあげたうえで考えていただきたいと思います。インターネットの世界が日本に入ってきたときにかなりの学校にパソコンが入って、インターネット普及でさまざまな取組を行う先進国であったことは事実ですが、あっという間に日本はインターネット後

進国になったことも事実です。それを今の現状で、先進国と同じように現状化させたのは携帯の発展です。つまり子どもたちの好奇心をくすぐったというところ。それとみんなとやるのでなくて個々でやれたこと。残念ながら隠れてやれて、つまり便利なものの裏の非常に危険なものが存在したから逆にここまで発展したのかもしれない。

ではそんな進め方でこの国のインターネットの発展はよかったのかということに対して、今回このような法律ができて、早めに是正ができるのであれば幸いです。そして世界も是正ができていないのであれば、我々から是正し、世界に発信することができれば、このことはとても大きなチャンスに使えるのではないだろうかというふうに思っています。

先ほど小淵大臣が申し上げられましたが、私も 50 を超えた者は、学校でインターネットは習っておりません。しかしつまり今の子どもたちは学校で習っています。ここに大きなギャップがありますから、どんなに保護者を啓発しても、子どもたちの段階に行くことはありません。ただし今の子どもたちは大人になったとき、次の子どもを育てることはできるかもしれません。同じものの道具を使ったという意識の中では、その中では、今の子どもたちに最高のインターネットの環境を整えて育て上げることがやはり未来のインターネットのこのツールを最高のものに使うものになるだろうということは認めるのですが、では今のような使い方で（社）日本 P T A として「うん」と言えるかということ言えない。

小中学校等の義務教育の部分と、こちらにいらっしゃる高 P 連の高校の部分との大きな違いがございます。例えば、どんなにモラルを教えても、小学校 1、2、3 年生に、モラルのことがわかるか。今、この携帯を持たせたら、知らないうちにさまざまな機能を使ってしまいさまざまなことが起きます。これをモラル、モラルといっても、これは難しい問題があります。この小学校 1、2、3 年生には、1、2、3 年生らしいインターネット教育とインターネットツールを渡さなければいけない。4、5、6 年生には、4、5、6 年生に合うもの、中学校 1、2、3 年生に合うもののインターネットのツールを提供できる社会をつくってこそ本来のインターネットの発展になると考えます。

また今の大人の社会がすごく昔と変わって、子どもでもいいから、だましてでも何とか金になるものにしていこうと、こういう社会になっていますから、いつも獲物を狙っているんです。この間、あるところでお話しましたが、この子どもたちのことを解決したら、確実にこのインターネットの問題は高齢者に行きます。振り込め詐欺と同じです。大人だから自分で自覚できるからフィルタリングどうのこうのということをしない大人がまずターゲットになる。それで高齢者もフィルタリングつけなければいけないと後で感じる。弱いところを探して行きます。

次にこのインターネットを使って、そこまで設営されたら、どんな有害なビジネスができると考える人たちが次々出てくるんです。それであるならば、その有害な環境に行かないようなモラル社会をつくるだけでなく、やはりやれない機構はぜひつくっていただかないといけない。社会の中でインターネットは悪い部分があり、悪い部分に汚染されるのが悪いといっている仕方がないので、汚染されないような社会をどうしたらつくれるの

か。教育では教育でつくる。だったら今度は技術は技術でつくる。そして今度は各法律でつくれるものは法律でつくる。そして企業もやはりそのモラルを守ってこそさまざまなビジネスができるという一流企業であってほしい。裏企業があるのも事実なのですが、裏企業はぜひ取り締まれるような状況をつくっていただかないといけない。

スクールガーディアンという方たちが学校裏サイトをいろいろな学校から委託を受けて、それを撲滅するために動いています。義務教育の学校では、学校の校長先生が、何とかこの裏サイトを消してくれとお願いするのですが、次々次々あらわれている状況で、学校の先生がそれをやっていたら子どもの授業を見れない。学校が学校の意味を果たさない状況です。しかしながら保護者は学力を高めろという。スクールガーディアンをお願いすると、1カ月に10万円、年間120万円、毎年PTAで120万円用意できるか。三万何千校あって、すべてがそんなことやっていたら、逆に言うとそのビジネスのために我々は巻き込まれたということになってしまう。そうじゃない社会をぜひつくっていただきたい。それをお願いしたいということです。

それともう一つ、今の携帯電話は、先ほど申し上げたように、子どもの好奇心を最高にくすぐる状況をつくって、今のインターネットの社会を最高の状況にしたことは事実なのですが、くすぐったというところにちょっと問題があります。例えば請求書を見ていただくところなのですが、パケ・ホーダイとかということになれば、何千万と使ったのが4,200円で済む。この標記されると使ったら得という感じになります。子どもの好奇心をあおっている請求書の出し方です。一体そのお金の差額のからくりはどこにあるのでしょうか。どうしても問わなければいけない。ビジネスとして、それが誇大広告なのかどうかわかりません。そういうようなやり方をする。そうすると保護者は、それだけ得するし必要ならうちの子は信頼できるからフィルタリング外しましょうと言って使えるようにしてしまいます。

熊本では、先ほど申し上げたようなこともやっていますし、このような携帯の「依存度チェック」とかというパンフレット等を本年配っています。その前の年は、先ほど清水先生が御紹介いただいたように、保護者に契約書をしましょうというパンフレットを配っていますしシンポジウムも開催していますがフィルタリングが進みません。だから我々はまず強制的にフィルタリングしていただいて、子どもが安全な状況を作りたいのです。それから少しずつ安全な状況の機械を開発していただきたい。ウェブサイトも安全に使えるように技術開発のほうを進めていただきたい。先に子どもを守るほうを優先させたい。どうしてもフィルタリングは強制的でもつけてほしいというのが、どちらかというと小学校、中学校の義務教育の立場です。

私も子どもが4人、今も中、高生がいますが、小・中学校の間は持たせていませんでした。ただし、友達を持っています。子どもに言っているのは、だれかが持っているから持つという意識で持たせることはうちの家庭ではしない。だけど、持つ必要があればきちんと持たせる。だから高校に入って、学校が許可した場合は持たせます。そして、ルールを

守った使い方をするようにと言っています。ルールを守らないと一番弱い人が苦しむ。その弱い人が苦しむために自分が誘引材料になっちゃいけないよというのを家庭で教えていますが、すべての家庭でそれができるかというところまでできないですよ。うちだからできていると言ったらPTA会長やっているからだということになります。PTA会長としてはできない家庭のためにどれだけPTAとしての取組を行うことができるか、国や県やそれぞれの方々をお願いができるかということです。

3年前から、有害環境対策の中に携帯会社も入っていただいているので、熊本の中では携帯3社に対して、ぜひこういう開発をしてほしい。教育センターにはぜひ教育プログラムを開発してほしい。先生方にはぜひ教育プログラムを開発するためにさまざまなテストケースとしていろんな授業をやってほしいとお願いしてやっているのですが、なかなか完成にまで行きたらない。行こうとすると次があらわれてくる。そのくらいに非常にインターネットの世界には根が深いものがあります。

そして、今、携帯問題が解決をしても、子どもたちは今度は普通のパソコンに戻ります。またミニなパソコン、ゲーム機に移っていきます。テレビもデジタル化するとそうです。つまり一番教えなければいけないことは、本当はモラルで、守らせるためにどうするのかということです。子どもたちを守るためにみんなが立ち上がるという社会姿勢を見せていただければ、子どもたちの好奇心も、節度ある好奇心でちゃんととまるのでしょうか。

みんながやらなければやらないという状況もあります。逆に言うとみんながやっているからやる。今の携帯電話、みんなが持っているから持っている。つまりこの急加速度に増えているのは友達を持っているからです。もう中学校になると5割の友達を持っているので、持ちたいという意識が先です。そして保護者も、何とか持たせてあげたいというのが先です。

この携帯がどういうものであるかということを考えるより、子どもが持ってくれて、いろんなことを言わなくなったことにほっとするほうが優先しているという現状です。この現状をぜひ御理解いただいて、この検討会の中で出てくる施策が多くの保護者にわかりやすく理解されて、せめて使わせるに当たってもフィルタリングはしなければならぬというところまでは進めていただきたい。私としては小学校、中学校、高校、さまざまなフィルタリングでお願いしたい。無菌の状態ですべてインターネットを子どもたちに使わせていこうとは思いませんが、少しずつ少しずつ自己防衛本能も持たせなければいけないでしょう。防衛能力は植えつける必要があるんですが、小学校から高校まですべて同じフィルタリングというのは、これは非常に教育的でもない。今後また、インターネットで日本が後進国になってもいいのだろうかというふうに思っているところですが今の携帯電話を、現状の状況で小学校や中学校の学校内に持ち込むことに関しては全国のPTAは反対すると思います。

「持たない運動」の取組をした北陸のある市ですが、この間、偶然ブロックの研修会に伺って、講演を聞くことができました。そのときに、5年たって、「持たない運動」はもう

できない状況になってきた。持たないだけでは子どもがどうにもならない。無菌で鎖国をしていてもどうにもならない。だったらどういうふうに使わせるのか。学校には持ち込まないけど、家庭の中だけでは使える。行き帰りだけでは使える。でもこんな使い方ではないとだめ。こういうふうにしなければいけない。大いに問うていかなければいけない。取組をしたからこそ、それだけのことをおっしゃっています。地域全体の意識を高めれば、もしかしたら今の携帯のフィルタリングでも何とか行けるのかもかもしれないと思いました。

ただ、大人が思う以上に子どもたちはものすごく好奇心が旺盛で、さまざまな使い方をするとすることはぜひご理解いただいて施策を打ち出していただかないと、我々の想像をしている段階の中での予防策だけでは違うのかなと思っています。民間の促進協議会にも私どもが入らせていただいたのは、外からいくら民間にお願いしても何ともならないものですから、中からお願いをして、どんどん世界の優良企業になっていただこうという気持ちからです。これから促進協議会の中では積極的にお話しをさせていただき、先ほど清水先生が座長でさまざまにお話になられたことを、世界で唯一日本だけは子どもを守る環境がインターネットでできた、といった状況になれるように、問題点を大いにお話しして技術開発を進めていただくようお願いをしていきたいと思っています。

以上です。

清水座長 曾我委員ありがとうございました。

それでは高橋委員お願いします。

高橋委員 全国高等学校PTA連合会会長の高橋と申します。今、曾我会長からお話がありましたけれども、高校の場合は、私たちの組織自体がなかなかこのインターネット関係に関する色々な検討会をやっているということが伝わって来てなかったというのが現状でございます。先ほどから色々な国の施策がいっぱいあるのですけれども、教育委員会を通じて色々なことを伝えていきます。教育委員会から私どものほうに来ないということは多分今まで義務教育の範疇を対象にした施策であったのかなという気がしております。

色々な教育問題、何かといいますと、高校は全部県が対応するのだと。教職員の数にしても文部科学省は、小中は扱いますけど、高校に関しては各県で扱ってくださいというような、そういったちょっと不思議なところがありまして、インターネット関係に関しては、実は私ども鎖国の中にいたのかなという気もしております。去年の12月にたまたま堀部先生から、総務省の会議がありまして、ITに関してどういうふうを考えているか、意見を発表してほしいということがありまして、そこで初めて参加させていただいたという状況です。そこで今の日本全体の動きが大体どういうふうになっているかというのをだんだんつかんできた。

実は私どもそういったことを全く考えずに、高P連独自としまして、きょう参考資料にお渡ししていますけれども、「子どもを取り巻く人間関係の回復と社会環境の充実」事業ということをやっております。一昨年は京都大学の木原先生と一緒に共同しまして、言葉の暴力、親が子どもに対する言葉の暴力、先生が子どもに対する暴力、友達同士の言葉の

暴力、言いかえるといじめという問題に関して高校生のアンケートをとりました。そういった内容をずっとアンケートとった流れとしまして、やはり今はどうしても携帯電話が非常に普及していると。そういった中で、ITに関して実際子どもたちがどういった意識を持って、どういった知識を持っているのだろうか。それと同時に保護者がまたどういったことを理解しているのか、一回現状調査をやってみようということで、19年度にアンケートをとりました。

そのアンケート結果がお手元の資料8-1にあるのですが、ちょっとこれ量が多いので、また後でゆっくり見ていただければいいのですけれども、まず子どもたちがどういった使い方をしているか。高校生の約6割ぐらいの生徒がウェブ等に一応アクセスしていると。保護者はそういったウェブに関してはほとんどアクセスしてない。会話、メールというのが一応主流な使い方だったと。先ほど曾我会長も言われていましたけれども、大体40代後半から50代の保護者はほとんど携帯電話にうまくなれておりませんので、せめて普通の電話とメールぐらいという感覚がどうしても多かったと。そういったものがありました。

では、今、子どもたちが使っているいろんな機種について、お手元の15ページにあるのですけれども、「『YOUTUBE(ユーチューブ)』という言葉知っていますか」というと、子どもたちはほとんど「知っている」という結果出ますけど、保護者の特にお母さん方はほとんどわからないとか、そういった言葉1つについていけない。「ブログとは何ですか」というと、ブログはどこかで聞いたことあるなど。具体的にわかりますかという、その説明にはついてこられない。そういった状況が多々ありました。全体的な結果として、一応ネットの上での世界というものがバーチャルな世界であるということで、子どもたちは全く別人格の中でそのバーチャルの中で生きている、ネットの中で泳いで回っているということははっきりつかめるのですけれども、保護者の年代的な感覚でいいますと、自分は自分、個人としてはっきり同じ人格でいこうと、いっているのだからと思うのが保護者であって、子どもたちは同じ人格でなくて、全く別人格のバーチャルの世界でハンドルネーム等を使っていっていると。そのギャップがなかなか高校生と保護者の間のネットに対する理解度が違ったのだからと。なかなかネットの中で見えてこなかったというのが、その辺が原因だったのだからと。そういったことも大体わかってまいりました。

これをもとにしまして、全国で5カ所シンポジウムを行いまして、そのシンポジウムには必ず高校生を一緒に入れてもらいました。私たちはこのIT関係で一番心配していたのは、要はネット詐欺的なもの、架空請求的なもの、例えばアダルトサイトを突ついてしまったと。見ても失敗したと思ってすぐ切ったにしても架空請求が来たときに、それに対してどういう対応をしているのだからと。もしかしたら黙って架空請求に払っているのではないかと、そういったことを保護者は心配してやったのですけれども、子どもたちの世界から見ると、そういったのもいとも当然、そんなものは全然関係ないと。見てもないのだから払う必要もないと。そういった思慮はどこから授かったかという、保護者でもない、先生でもない、友達同士の知恵でしっかりそういったものができていたと。また、子ども

たちも失敗しながら、例えば 3,000 円、5,000 円と払った友達がもしかしたらいるのかもしれないけれども、そこでちょっと待てという話になったのではないかなど。

ある例としましてシンポジウムで、ある P T A 会長さんが、自分の子どもが実はそれで 1 万円ぐらい払ったと。初め 1 回目は払ったけれども、また請求が来て、2 回目になるとちょっと金額が大きいので泣きながら親に相談したと。そういったことだったら、何でもっと早く言わなかったのだらうと。そういったことをシンポジウムの席で発表してくれて、それに対して、ああそうだと。やっぱりきっちり子どもと話をしなければならぬんだということが子どもたち自身、そして保護者自身にもしっかり伝わってきたと。ですから、その辺が、トータル的にいきますと、やはり子どもは子どもの世界でお互い情報を流し合っていてやったと。そういったことがだんだん見えてきた。やはりシンポジウムに子どもたちを一緒に入れて、シンポジウムを開けたということは一番正解だったかなという気がしております。

また、ある地区、これは沖縄なのですけれども、沖縄ではシンポジストばかりでなくて、会場にも生徒が半分、保護者が半分というような、そういったシンポジウムを開きました。そして会場からの子どもたちの意見もしっかり聞かせていただいたと。ですから今まで P T A のシンポジウムというと、みんな保護者対象ばかりでシンポジウムやっているのがあったのですけれども、今回この問題に関しては、子どもも一緒に巻き込んで、一緒にみんな考えていきましょうということを実際にやってまいりました。その結果、随分みんなにインターネットに関するもの、しっかり意識ができてきたかなと思っております。

その中で、一番初めにお話しました昨年 12 月からずっといろんな検討会が上がっていると。そして一番私がびっくりしたのが、実は 5 月か 6 月に、携帯電話を持っている子どもたちに一斉にフィルターがかかりますという情報が出てまいりました。更に、法律ができて、一斉にそれがかかり、しかも一回フィルターをかけたものが、保護者が言っても一切外せないという情報が入ってきて、ちょっと待ってくださいということでちょっと騒ぎ始めた。

そのときに、今、国がどういう状況で、こういったことをしているのかということの説明してもらおうということで、2 月の全国会長会の段階で、総務省から岡村課長補佐に来ていただきまして、全国各都道府県の会長、事務局長が来ている前で、今の状況を説明していただきたいということで説明していただきました。そこで説明していただきますと、全国すべての会長がいますので、情報は全部各都道府県に流れていきますので、こうこうこういうことがあるのだと。それで皆さんに一応認識していただいて、最終的には青少年インターネット環境整備法ができて、すぐ対応するということ是对応しなくなって、総務省のほうで、いつからフィルターかかるんですかといったら、しばらく保留になりましたというお話聞いて、その保留になったということも 6 月の総会の段階ですべての県にお知らせしたと。一番心配したのはそこを心配したんですね。

今、高校生は約 98%、最近では 99% までいっているかもしれないけれども、ほとんどの

生徒が携帯電話を持っているということです。それがあつた日いきなり、自分たちの持っている携帯でいろんなツールがあつて、いろんなものやつていこうと思つたのが、すべてどこかで機能がとまつてしまうということがあつたときに、それは情報としてきちんとお知らせすべきだろうと。あの1月、2月の段階で、もし6月ぐらゐにやるのであれば、当然周知の紹介があつてもいいはずなのに、どこにもまだ知らせてなかつたというのが現状だつたので、慌てて私たちがPTAの組織として知らせたと。ですからこつたことをやるのであれば、お互いにもつと早く知らせていくべきだろうと感じています。

こつた中で、とにかく全体的にまずみんなに意識を持つていただくこつたことで、こつた準備をしまして、その後、いろんな会議に参加させていただきました。先日もあつたのですが、「子どもたちのインターネット利用について考えるシンポジウム」というものをYahooさんが中心になつてつくつていただきまして、子どもたちのインターネット利用について考える研究会というところと、私たち(社)全国高等学校PTA連合会が主催という形でシンポジウムを行いました。そこでYahooさんにつくつていただいた保護者向けのリテラシー教育に使えるよつな教材を発表していきまして、これを全国9ブロック、私ども9ブロックありますので、9地区で全部説明会をやつていこうと。それをもとにして、また各県ごとに、こつた教材を使つて、できるだけ何回も何回も、今、こつた問題がありますという、こつたものを、まず自分たちの手でみんなに広げていこうというこつたことを今準備しております。その資料をつくるに当たつては、ネットスターさん、マイクロソフトさん、ミクシィ(mixi)さん、NTTレゾナントさん、いろんな方に協力していただいて、やつとこつたものができたと思つております。

私どもは携帯電話、先ほど曾我会長言われたみたいに、一時期、私たちも「携帯を持たせない」という運動をしました。もう6~7年前になりますけれども、その段階でも50%以上して、毎年、毎年とにかく携帯は増えるばかりと、もうとめよつがないという状況まできたんですね。ですから次は「携帯を学校に持ち込ませない」というこつたことを今やっております。実際持つているのですが、学校で今使わないというのが現状だと思つたんですけども、学校に入つたらスイッチ切りましようよと。それに関しては一応ルールもつくりました。ですから持つているこつたことを前提にしていこうと。その段階で学校側は携帯に関しては、教員は触れたくないという意思表示をされました。もつともつと授業を教えたいのだと。携帯は保護者が買ったのであつて、その対応に教員が振り回されるのは勘弁してほしいと。きちんとした教育をしていきたい、授業を教えたいのだという話があつて、そこで学校側ともめたのですが、しばらくは学校側は全くノータッチ。実際何かやつてくれたのでしょつけれども、私たちとしてはやつてくれるという意識はありませんでした。ただ、学校で使うこつたことを規制するこつたことだけは学校はやつてくれましたけれども、リテラシー教育をやつているというこつた話はほとんど聞きませんでした。

そして普通のパソコン等で、こつたこつたことができるよ、表計算がつくれるよ、インターネットの使い方、こつたものを教えている。これがパソコンの教育だとも思われ

ている先生がいたら、それは大きな間違いでしたよねということに最近お互い気がつきまして、やはり使う上で、それはそれであくまでも作業方法であって、インターネットにかかわるのであれば、基本的な倫理観、そういったものを持ってやっていこうと。今問題になっている学校裏サイト等に関する也十分注意していこうと、そういった授業をきっちり対応していただきたいということで、今後協力体制をとっていこうということになりました。

ですからやっと今、実は私どもは実質的に動き始めたのかなと。ですからこの10カ月くらいで本当に具体的に動き始めた。それまではどこに声をかけても、だれも相談に乗ってもらえない状況がありましたので、どこに行っていいいのか、固有名詞を出して非常に申し訳なかったのですが、昔はドコモさんに相談に行ったら、全く相手にされなくて、それは海外をぐるっと回ってきたら、どこが出てくるかわかりませんから、消しようがないんですよということで、私たちも、ああそんなものなのかなと思って、そこであきらめたというのが実情でしたけど、結局今のネット業者さん、そういった会社の方はあくまでも、ネットが発達する上での時期だったのかもしれないけれども、本当に無法地帯になるほど、何の規制もなくいろんな会社がいっぱいできてきた。そして今になって初めて、これは大変だということに気がついてやっている。

それと今回の青少年インターネット環境整備法に関しまして、国がある程度方針をつくるというものに関しては、私どもちょっと待っていただきたいと言ったのは、高校のほうはストップかけたのですけれども、国がいろんな法律をつくるのは本当にありがたいのですけれども、その反面、一たんつくった法律でがちがちになって融通がきかないようなことも、過去ほかの省でありまして、例えば建築基準法等で今非常に困っているのですけれども、そういったものがあって、今回青少年インターネット環境整備法もそれをやられたときに、あまりにもがちがちにやって融通がきかないようになる前にまず日本の企業さんを少し信じて、自分たちで自粛してやってみるというのであれば、一回やらせてみましょうと。ぜひそれに頑張ってください。まずネット関係のそういった会社がしっかりそういう意識を持ってもらうのが先だろうと。それと携帯の方も含めてそうですけれども、日本全体のそういった組織が、もう一回自分たちの足元を振り返る。それでだめなときには、また多分国で何らかの規制がかかるのかなと思っています。

そういった意味では、一度自分たちの自浄能力にかけたいというものに関しては、私は非常に期待をしました。現に今モバイルコンテンツの「EMA(エマ)」とかその辺に私も一緒に入っているのですけれども、それに対しては一度すべてすばらしい、いいとはちょっと言い切れませんが、いろんな業者も入ってきて登録しています。それに対してしっかり今審査してやっています。それはそれで1つの評価としてやってみてもいいのではないかと。何もやらなくて指くわえるよりは、とりあえずやってみて、そしてどこかに結論出て、まずかったらもう一回そこを締め直す、絞り直すということが先だろうと。パーフェクトなものをつくるために、何カ月も何年もかけてやって、その間、今、野放しが続

くよりは、とにかく早急に何らかの結論を出して、自分たちで管理監視機構等の登録制にする、それもいいことだろうと思っています。その中で緩かったと思えばもう一回締め直せばいい。少なくともそういった民間の企業力というものを本当に評価していただきたい。

と同時に、携帯電話はキャリアさんが一番ネックになっていると思うので、先ほど言われた子どもたちに対する携帯電話等、本当にキッズ携帯ならキッズ携帯をできるだけ安い金額で小学生の間みんなに持たせることができるような、そういったシステムが本当にできるのであれば、それは可能なんでしょうけれども、私が考えるのは、多分保護者が、先ほど曾我会長言われましたけど、そんなものは多分買う人が本当にいてくれるのかなと。せっかく国が、そしていろんな企業が一生懸命やろうとしたときに、そういったことを意識を持っている保護者と持っていない保護者がいますので、その辺が非常に難しいのかなと。小学校も今までいろんなことをやってきたのでしょけれど、携帯の所持率が上がってきてなかなか思うようにいかないというの、しっかりした保護者としっかりしてない保護者がいるということがありますので、しっかりした保護者までひっくるめてどうにかしようと思っているからこういうことになる。

ですからすべての子どもたちがいつも事件を起こしているわけではないんです。ほんの一部の子どもたちが事件を起こすとすべての子どもたちが悪いような感覚を受けますけれども、ほとんどの子がいいんです。でも私たちはその一部の子どもたちを守るためにみんな一生懸命やっていこうというのが私たちの会だと思ひ、みんなすべてだと思ひますので、そういったところで、お互い協力してやっていくことがあればいいなと思ひております。

今後、高校のほうのPTAとしましては、やっとエンジンかかって、今、車が動き始めた段階ですので、スローダウンしないように、これからいろんなことを皆さんと調整とりながら、できるだけ早め早めに対応して頑張っていきたいと思ひております。特に地域では警察等のいろんな会合にも一緒に参加させていただいておりますけれども、今までもしかしたら、私たち高P連は眠っていたのかなという気がしておりますので、しっかり目を開いて積極的に参加していきたいと思ひております。

以上です。

(清水座長) 高橋委員、どうもありがとうございました。

それでは、これから意見交換をさせていただきたいと思ひます。本日は議題にもありますように、「青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動」ということで、事務局からの御説明と3人の発表があったということでございます。この観点で御意見をいただきたいと思ひます。本日、第1回でございますので、発表者以外の全員の委員の御意見をいただければと思ひております。どなたからでも結構ですのでお願いします。清原委員お願いします。

(清原委員) ありがとうございます。三鷹市長の清原です。ただいま委員の皆様から、基本的な啓発活動あるいは教育に関する事例を含めた問題提起をいただきまして、4つの

点を申し上げたいと思います。

1点目は、ただいま御報告を伺っておりまして、改めて現代社会は児童・生徒だけが急速なメディアの変動の中で諸課題に直面しているのではなくて、学校でいえば教員の皆さんが、そして家庭でいえば保護者の皆さんが、また私は三鷹市長でございますので、地域社会で申せば、青少年にかかわる皆さん、大人のほとんどの皆さんにとって現代社会での共通な課題として、「いかにメディアの急速な変動の中で主体性を持っていくのか」ということが問われているのです。それをきょうの委員の皆様の問題提起で改めて確認をさせていただきました。したがって、青少年の問題を検討するということは、「現代社会を生きる私たちにとっての望ましい情報環境づくり」につながる大変重要な切り口であり、非常に重い課題であると思います。

2点目に申し上げたいのは、私は市長になる前は大学研究者でございまして、そのときに情報社会の青少年に関する調査を何回か担当させていただきました。その折に確認いたしましたのが、多くの青少年がインターネットを利用し、その媒体がもう既に20世紀の終わり頃から携帯電話であったということで、パソコンでインターネットを使うだけではなくて、携帯電話を介してインターネットの利便性を享受しているということです。特に高校生段階では男子高校生よりも女子高校生のほうがはるかに携帯電話を使ってインターネットのサービスを利用しているという現状がありました。それが今急速に進んできていて、児童・生徒にまで低年齢化しているわけですが、年齢差があるのかどうか、地域差があるのかどうか、性差が利用にあるのかどうか、そういうことをいろいろな角度で研究者は研究しているわけですが、どうもこの時代は、今や年齢差も低年齢化してほとんど利用に差がなくなっているでしょうし、性差や地域差というよりも、日本全国で、全体として、このインターネットの利用のあり方について注目しなければいけないということだと思います。その中で注目すべきは、携帯電話はパーソナルメディアの傾向が強いので、個人が個人として使用するメディアですので、社会的なことを考えていく上で非常に配慮が必要で、この間、法律についても、だからこそ国家や社会の規制ではなくて、利用者主体の、あるいは民主体のものになってきたということを再確認したいと思います。

急いで3点目をお話し申し上げます。青少年の問題を考えると、学校だけが青少年の居場所ではないということをやはり再確認する必要があると思います。先ほど高校のPTAの取組でも持たせない段階から、持たせても学校には持ち込ませないということを考えている段階だということでした。そうであるならば、学校の中で携帯電話、インターネットについて議論するときに、実はしかし学校以外での使い方を御指導いただくということになってしまいます。インターネットは正しく学習ツールとして利用している部分もあるわけですが、地域社会や家庭でどう健全に使っていくかというときに、実はそうは言いながら、青少年の主要な居場所である学校でリテラシー教育がなされなければいけない。でも使う場面は家庭とか個人とか地域社会であるかもしれないということだろうと思います。

そこで最後に4点目です。今回、私も曽我委員も高橋委員も加わって、民主導の「安心ネットづくり促進協議会」の発起人となっておりますけれども、民主導でしていくということが大変重要で、その上で今回この計画をつくる時には、しかし「公平・公正に青少年の視点」に立って検討していくことが重要だと思います。特に私は先ほど申し上げましたように、家庭や地域社会の声を反映すべき自治体の立場でこの委員になっておりますので、ぜひ学校だけで担うのではない、家庭も地域も一緒に、このインターネットの青少年による安全・安心な利用について、積極的な取組を民主導でしていくという視点をよく認識しながら、これからも発言していきたいと思いました。

お時間ありがとうございました。

(清水座長) どうもありがとうございました。ほかにどうぞお願いします。

(漆委員) 品川女子学院といいます中・高の女子校の校長をしております漆と申します。私は学校現場の立場からどういうことが起きているかということを具体的にお話しさせていただきたいと思います。

まず、私が、この携帯電話にインターネット機能が付くことで、最も注意が必要だと思っていることが、家庭の中に外の世界が広がってしまっているということです。たとえ門限をつくったとしても、家の中で親の知らないところで外の世界とつながってしまうことが一番ポイントになっているのではないかと考えています。

では、学校現場で問題だと思っていることを3つほどお話しいたします。

SNSとプロフと依存してしまうような仕組みのあるサイトの3つです。SNSの場合は、企業さんとしては、入会年齢を制限をしているというようなことをおっしゃるのですが、実際はそれに達していなくても会員登録ができてしまいます。想定された年齢を対象としたセキュリティーレベルのところに、それより下の年齢層が入ることによって危険なことが起きている。同年代だと思ってやりとりして、会おうと思ってみたら、20以上上の男性だったというような話を耳にすることもあります。

次がプロフです。ネットの発展にネットリテラシーがついて行っていないということがございまして、子どもによっては、ネットというのが世界に広がっているという認識が薄い子がいます。なので、お友達同士で交換日記をしているような感覚で、プロフに個人情報を貼ってしまうこともある。悪気なくお友達のプロフをリンクさせてしまったり、お友達の個人情報も貼ってしまったりというようなことも起きてくる。大人が発見して注意すると、どうして見られたんだろうと驚くような子もいたりして、頭では分かっているけど実感としてインターネットの性質が理解できていないということがございます。

被害者になっても困りますが、このことで1つ怖いのは加害者になる可能性をあまり認識していないということです。これまでのツールになかったネットの特徴が3つあると思います。口づてやノートを回して広がる噂と違って、早い、広い、消せないということです。まず、ネット上では非常に速いスピードで情報が回ってしまう。親や教員が気がついて対処するよりももっと早く回ってしまうということです。それから大変広範囲にあって

いう間に回ってしまうので、学内で収まらないということがございます。今まで相談事というのは、校内の保護者から学校にあるというのが普通だったのですが、校外の全く知らない子の保護者から、うちの子とお宅の学校の子がプロフでつながって口論になっているので何とかとめてくださいというようなことまで起きてきます。そして一度書かれるとそれを消すのが大変困難だということ。コピー・アンド・ペーストされて追いかけることができないことがある。

こういう特徴があまり認識されていないというところに問題があると思います。

SNS、プロフ、次の3つ目が、時間を浪費するようなことに依存してしまうということです。大人が利益を上げるためにつくったシステムにはまっていくのでしょうか。例えばこんな事例を聞いたことがあります。遅刻が増え、学校から家庭に事情を聞いてみても、どうも生活に変わった様子がない。でもよくよく調べてみたら、家の就寝時間の後で、アクセスするだけでお小遣いが稼げるようなところにはまっていて、実は昼夜逆転していたという話です。こういったことが、家の中に外があるという状況を象徴しているような気がします。

最後に、一つ申し上げたいのは、このような会議で、教育が必要だとか、保護者の啓蒙が必要だとかというお話がよく出るのですけれども、現場として本当にやってほしいなと思うことは発信者への制限なのですね。子どもが被害に遭わないようにと教員が削除依頼を出すと、今度はその教員が攻撃されてしまったというニュースもありました。

生徒に関する書き込みがあったとしても、伏せ文字があれば、個人名でないから消せませんと言われる。でも、実際、身近な人にはだれだとわかってしまうわけですね。プロバイダーも海外にあればなかなか追いかけるられない。警察にご相談しても、ネットの世界の広がりには法整備が追いつかない状況ではなかなか対応していただくことが難しい。啓蒙、教育もとても大切なのですが、現場としては、火が出てからどう消すかの前に、火元にメスを入れていただくとありがたいなというのが希望です。

以上でございます。

(清水座長) ありがとうございます。ほかにございましたら。国分代理の大久保さん。

(大久保(国分委員代理)) 私は、インターネットトラブル相談を8年ほどやっているのですが、漆先生のおっしゃるとおり、学校の先生からの困ったことというのは、消してほしいというよりも、書いた人を捕まえて、こらしめるから、何とかして。プロバイダー責任制限法って難しいし、警察に行ったら敷居が高い。どうしたらいいでしょう。という相談が多いです。実際に発信者をたどるために警察への通報をすすめたことがあります。そしたら、警察の方が、その書いた人の自宅に押しかけまして、お父さんとお母さんびっくりしちゃいました。うちの息子が何やったのと、せっかく親子関係よかったのに、そこで親子関係が崩れちゃったということもあるのです。なので、この発信者の取り締まりは恐らくすごくシビアな、すごくセンシティブな問題があるのかなと思います。

皆さまのおっしゃるとおり、モラルとかリテラシーとか大切だとは思いますが、あち

こち講演活動して感じますのは、一人ひとりの個人、個人の方がいかに、それぞれ別々の問題を抱えているなということがわかります。

そこで、私がこういうことを言うと安心する言葉がありまして、ネットのことを知らない保護者や先生に、ネットのしくみなどを教えますと、「何だ、意外とそんなに大変なことじゃないんだな。できることって結局私たちの愛情なのね」ということで安心します。「あなたたちは子育てのプロなのよ」、「先生は先生なのよ」と言うと、もうそこですごく安心して、胸を張ったようになるので、そういったアドバイスができるのは、一人ひとりに向けた個別のアドバイスなのかなということがわかります。

熊本や大分、岐阜を見ますと、それぞれ取組が少しずつ違うのですけれども、恐らく手づくりでいろいろな家族の状況を反映したようなことを決めて、それで取り組んでいくのかなとわかります。なので、こういった内閣府さんのような会議で申し上げるのはちょっと恐れ多いのですけれども、学識者の話よりも末端の利用者の方々の困っていることを吸い上げまして、それで何ができるのかなという手づくり感覚で地道な努力が大切なのかなと思っております。

(清水座長) ありがとうございます。今、教育関係者とか取り組んでいる委員の方にお願ひしましたので、業界の3人の方にお願ひしたいと思います。坂田委員、半田委員、別所委員にお願ひしまして、それから教育アナリストの尾花さんと臨床心理士の植山さんにお願ひして、最後、副座長の藤原先生にまとめていただくと、こういう段取りで進めたいと思います。よろしくお願ひします。

(坂田委員) 皆さんの御指摘、ごもっともなところがございまして、所管業界として居心地が悪いところがありますけれども、皆様もおっしゃっていただいているように、携帯電話につきましては、いい面と悪い面とがあるのだらうと思っております。我田引水で申し訳ない言い方ですが、世界に冠たる日本の携帯電話の技術であるわけですし、子どもさんにとってのITリテラシーの向上にも役立っている面もあるのではないだらうかと。

他方、一部には、弊害が目立ってきているという状況にあることは、我々事業者としても承知しております。昨年12月には総務省様からご指導をいただきましたし、ことしの6月には法律をつくっていただきまして、当然のことながらこれらの要請に全面的に協力しようということで、今、業界一丸となって取り組んでいるところでございます。その意味で、この1年で始まった作業でございますので、もう少し様子を見ていただいて、それでもだめかどうかということを見きわめていただければありがたいなと考えております。現時点で携帯事業者としてはできることはすべてやっているつもりでございます。もちろん足りないところがあれば、さらに取り組む用意もでございます。

たまたまきょう3時に報道発表をいたします。いろんな統計のとり方があろうと思われるなか、これは業界として携帯各社の現実の実数として調べたものなのですが、フィルタリングサービスの利用者がことしの9月末で455万人ということでございます。ちょうど1年前が210万でございましたので、その倍以上になっている、半年ごとに倍々になって

いる状況でございます。また、フィルタリングサービスの認識も父兄の方に浸透しているという数字もございます。さらに、今、頑張らせていただいているのは、フィルタリングの性能を高める民間の会議でございます。例えば、単にコミュニケーションサイトといってもいろんなものがあって、青少年に有害と思われるものもあれば、むしろ青少年の健全な育成を目的としたものもございます。ということで、今、フィルタリングの精度向上等に鋭意取り組んでいただいているところでございます。これも3カ月ぐらい前に始まったばかりの取組でございまして、もう少しお時間をいただければ、保護者の方のご希望に添えるようなよりきめ細かなフィルタリングが可能となるような改善ができるのではないかと考えております。

ご専門の先生方を前にして口幅ったい言い方ですが、子どもが溺れたら大変だからプールに入れないというのは、本来の教育の姿ではない。個々の子どもの年齢や事情に応じたプールがいろいろ用意してあって、その中で選んでいただくというような仕組みが、インターネット、携帯電話の世界でもできるようなことを目指してやっておりますので、ぜひ御理解をいただければありがたいと思っております。

(清水座長) ありがとうございます。それでは半田委員をお願いします。

(半田委員) 半田でございます。私どもは、まさにこの法律の条文、御趣旨を踏まえながら、具体的にはフィルタリングの啓蒙・普及キャンペーンやパソコンにフィルタリングのソフトを事前に入れておく(プレインストール)、もしくはユーザーの御要望に応じて好ましいフィルタリングを選んでいただくというようなことが極めて大事だと思っております。一般企業の使われている業務用はともあれ、一般家庭用で使われるものについては、極力、私どもが把握している業界メンバー全社が実行するよう努力している最中でございます。

やはり社会の法規であるとともに、保護者の意識向上、保護者の気持ちをできる限り実行するということが大事だと思っている次第でございまして、もちろん携帯電話の方々、インターネットサイトの方々、コンテンツの方々、それぞれの役割は違うと思いますが、私どもメーカーとしては可能な限り実行しようと思っている次第でございます。

特に最近、秋葉原では大体一般用のパソコンをお買い求めになる方が多いのですが、先日、経済産業省等々関係省庁の御指導も得ながら、関係団体等とも連携し、大型家電量販店でフィルタリングの啓蒙・普及のキャンペーンも行い、チラシを配布しました。

またメーカー自身も、ユーザーとメーカーの中のウェブサイトでお互いにやりとりをするというようなところでも、年に何回か、恐らく400万か500万ぐらいの方々に対して、このような情報がありますからぜひ使ってくださいというような注意喚起も行っていると理解しております。

そのほか、もちろんマニュアルの中にも再三再四わかりやすく、できるだけ情報を入れて、フィルタリングソフトをぜひお使いになっていただきたいというように、可能な限り積極的に取り組ませていきたいと思っておりますし、流通業界ともさらに連携をとって進

めなければいけないと思っている次第でございます。

(清水座長) ありがとうございます。別所委員お願いします。

(別所委員) 別所でございます。私のほう、フィルタリング協議会といたしまして、フィルタリングのための基準づくりをしています協議会のほうから参加させていただいております。

きょうの主題であります教育及び啓発活動に関してなのですが、私どもが考えている一番大切なことは、きちんとこの問題にまじめに取り組むということだと思っています。過去のいろいろな取組が、いいかげんになされたとは申し上げてはおりませんけれども、本当にまじめに子どものことを考えていたのだろうかということは見直していく必要があるかなと思っています。

私の所属する企業としては、1997年から「ホワイトリスト」というものを提供しておりますけれども、携帯電話会社さんが最初にホワイトリストといったことをおっしゃったのは、いわゆる公式サイトをホワイトリストというふうに言っていた時代があります。ホワイトリストというのは、子どものために、子どもの視点で、安全で役に立つものを集めたものをホワイトリストというふうに呼ぶものであって、公式サイトをホワイトリストというふうに呼ぶものではないと。公式サイトというのは、あくまでもビジネスの観点から認定した取引相手だということだけです。こういうものを混在化させていくことは非常に好ましくないし、ちゃんとしたことをやっているのかということ、ともすると非難される原因にもなりかねないかなというふうに思っております。

ブラックリスト方式とホワイトリスト方式の言い方について、総務省さんのほうでまとめられた報告書で、言い方を変えましょうというような御提案をいただいている、そういう形できちんとしたメッセージが伝わっていくということが必要なかなと思っておりますけれども、ブラックリスト方式にしても、現時点で携帯電話会社さんのほうで提供できるものは1種類しかないということも課題だと思っております。先ほどのPTAの方々がおっしゃっていましたけれども、フィルターというのは1つの種類があればいいわけではなくて、発達段階に応じたフィルターがあってこそ使えるものなのです。オン・オフしかできないというものについて、フィルターだというふうに言えるのかということ、そうではないと思っております。

フィルタリングというのは、基本的には情報を遮断するものではなくて、保護者の方が情報を選択的に子どもに与えるためのツールです。選択的に与えるためのツールである以上は、保護者の方のいろいろな意見とか考え方を反映できるだけの機能を持っていて、初めてフィルターと言えるのだと思っております。そういう機能をきちんと備えていくことが必要だと思っておりますし、そのための基準をできるだけ明らかにして、わかりやすくしていくということも求められていると思っております。その基準づくりのほうは、今私どもも参加させていただいて作業を続けているところでございます。

一方、フィルタリングと関連しているいろいろなところでサイトの、特にSNSとか健全サ

イトというような認定も進んでおりますけれども、健全といったときに何を基準に健全と考えるのか、高校生にとって健全とは何だろうか、中学生にとって健全とは何だろうか、小学生にとって健全とは何だろうかというような視点がないと、本当に健全というのを子どもに説明できるのだろうかということなのではないかと思っております。そこはきちんとフィルターをされるなり、フィルターを外せるなりの基準にして使うのであれば、きちんと使う子どもに大人が正しく説明できるようなものでないとちゃんと理解はされないでしょうし、その意図が見透かされるのかと思っております。

もう一つ、教育啓発活動について、私どもが考えていることは、マイナスはマイナスとして教育すべきだと思っております。業界におりますので、ともすると技術なので光もあれば影もあるので、その影の教育だけでなく光もというふうにおっしゃっていただける方はたくさんいて非常にありがたいのですが、教育を光と影を一緒にしようというのはなかなか難しいと思っております。マイナスの部分はマイナス部分としてきちんと焦点を当てて理解をしていただくことが極めて重要かと考えております。

プラスの使い方は、教育だけではなくて、いろんな創意工夫の中から利用者の方々が編み出していただける部分もありますし、教育をことさらする必要のある部分は非常に限られていると思っておりますが、リスクの部分は、逆に言うときちんと理解していただかないと進んでいけないということもありますので、そこはきちんとリスク教育はリスク教育として考えていく必要があるかなと思っております。

それから、事業者として考えていくべき課題のもう一つは、子どもをマーケティングの対象として考えるべきなのか、考えるとしたらどういうことを注意しなければならないのか。これはインターネットの業界だけにとどまる場所ではないと思っておりますけれども、子どもが自分たちのビジネスのマーケティングの対象になっているのか。するとしたら、どういう基準にするべきなのかというような視点をきちんと持っていないと、ビジネスを提供する側に求められているものがなかなか準備できないと思っております。こういうところを明確にしつつ、さまざまな取組をしていって、その中のものを教育啓発活動にも結びつけていきたいと考えております。

それから、教育啓発活動とはちょっと離れますけれども、先ほど御発言がありました発信者の取り締まりですけれども、事業者としましても発信者を何とかしたいというところは強く持っております。発信者の取り締まりがいいのか、発信者を突きとめられて、その人に何かアクションができる仕組みがいいのか、それは考え方さまざまだと思いますが、少なくとも発信した人が発信しっぱなしで、何も責任を問われないというようなことではない仕組みをできるだけ適切な形で用意していただくのが必要かと思っております。この会議の対象ではないと思っておりますので、ほかの会議で発言はさせていただいておりますけれども、そういうような仕組みを併せて考えていただけると非常にありがたいと思っております。

法律については、でき上がった法律が現行のものが、民間の背中を後押ししていただい

ている部分もたくさんあると思っていますので、その後押しを受けながら、民間でできる取組を積極的にいろいろと行っていきたくて考えております。

以上でございます。

(清水座長) ありがとうございます。それでは、尾花委員お願いします。

(尾花委員) 尾花でございます。21年間の日本IBM在籍中は、IT業界のメーカー側としてIT活用やWeb戦略のコンサルティングをするかたわら、子ども向けの教育ソフト監修やイベント企画を行ってまいりました。また、日本の市場にインターネットが登場し始めた1991年に長男、翌々年の93年に長女を産みまして、インターネットの発展と共に育ったIT世代の男の子と女の子という大変好ましい実験材料が身近におりますので、日々、PTAの役員などもしながら、学校や周囲の環境、地域とのかかわり等の中で実際に目にすること、感じることはごまんとあります。長年培ったITのプロとしての目線に、そういった子を持つ親としての目線を加味しながら、さまざまな場所で講演をさせていただいたり、連載等の執筆をしたり、各種研究会で発言させていただいたりしておりますが、それらの活動から「実現できたらいいな」と思っていることを3つほど短めにまとめてお話しをさせていただきたいと思っております。

まず子どもたちに対するネットリテラシー向上のための教材についてです。私がいろいろなところでご提案させていただいているのは、読解力の教材で何とかフォローできないかということなんです。子どもたちは遭遇したことを自分たちの中でシミュレーションする力にとっても欠けています。今起きていることに対して、こんなことをしたら、その次、どんなことが起きるかという風に考える力をつけてあげることが、身を守ることや他人を傷つけないことに繋がっていくはずなんです。これは、社会科の授業でもなく、技術家庭の授業でもなく、国語の授業の中でやるべきこと。最近では、日本人の学生たちの読解力が落ちているというデータも出ていることから、ピサ型の読解力向上のための教材も多く世の中に出てきています。読解力に欠ければ、届いたメールを正しく読み解く力も当然ありませんから、間違った対応をしてしまうことも、予期しないことを起こしてしまうこともあるでしょう。できるだけ小さいうちから、「文章を読み解く力、表出されていない部分を想像する力」を養ってあげるのが一番自然な流れではないかと考えます。そのためには、名作といわれる過去の文豪の作品をひもとくのもいいのですが、できるだけ時代に即したインターネット等ICT系の身近な事象を題材にして、「なぜこのときこの子はこんなことを書きちゃったのかな」とか、「こういうことをされたら相手はどういうふうを感じるのかな」というようなことを考えさせるのであれば、小学校1年生からでもできると思うんです。副教材になってしまうと、時間がなければできません。でも、国語の教科書に組み入れるなど通常の教材にさえなれば、特別な時間を確保しなくても子どもたちは小さい頃から学齢に応じた学びが得られ、徐々に考えながら行動することができるようになっていくと思っております。

先月末、全国の公立中学校に配られた情報誌にもこういった一連のことは書かせていた

だいたのですが、それを読んだ中学校の先生から、「現実問題として、親子関係が一番構築しにくい中高生世代で、果たして親子でコミュニケーションできる家庭がどれくらいあるか、はなはだ疑問だ」というコメントを寄せられました。先生のおっしゃること間違いではなくて、小さい頃から親子のコミュニケーションをしないで、放りっぱなしで育てた子に対して、中学2～3年生になって急に「仲良くコミュニケーションしよう」「紐解く力を親子で会話をしながら醸成しよう」といっても無理に決まっています。だからといって保護者は何もなくていいのではなく、できるだけご家庭の協力を仰ぎながら、学校で、授業で、できることはどんなことだろうと常に考えていかなければならないと思います。読解力を養いつつメールやネット上の文章を読み解く力も付くわけですから、教材でのフォローは前向きに考えるべきではないかなと思うわけです。

次に、フィンランドに「キッズスキル」という言葉があります。例えば、授業中におしゃべりばかりする子たちは、「おしゃべり」という問題を抱えているわけではなく、「話す順番を待つ」というスキルに欠けているのだというふうに捕らえる考え方です。今の子どもたちは危機管理をするためのスキルに欠けていると考えて、ICTスキル検定のようなものを『英検』や『漢検』と並ぶ学生向けの検定として提供してはどうでしょう。保護者の子育てに対する意識をピラミッド構造に展開すると、一所懸命子どもに取り組んで、時間を割いても子どもたちのために何かやりたいと思っている意識の高いご家庭が一番上の三角の部分占める少数派、生活していくために必死で、子どものことなんか何もする余裕がないというようなご家庭が三角の底辺層とすると、真ん中の幅広いグレーゾーンにいらっしゃるご家庭がものすごく多いと思うんです。ここにいる人たちは、うっかりフォローの手を離してしまうと簡単に下に落ちてしまう可能性があるため、何とか持ち上げて上の層を増やしたいところです。でも、いろいろなフォロー企画も大切なのですが、自分たちが子どもの頃に教わった経験のないネットに関しては敬遠されがちで、引いてしまっているご家庭が多いのも事実です。

だとしたら、子どもたちに「3級くらい持ってるのカッコいいよね」、「クン、2級だって、すごーい!」、「さーて、まずは5級から頑張ろう」という感じで、英検と同じような会話が友達同士で成立する体制をつくれれば、子どもたち自身がチャレンジしようとするベクトルが生まれてくるのではないのでしょうか。身近に3級以上を持っている子がいたら、困ったときにはその子に相談してみるということも可能ですから、子どもたち同士で気軽にフォローし合いながら切磋琢磨する環境ができるように思います。誰も気付かないうちに、あるいは誰にも相談できずに、事件に巻き込まれて大ごとになっていたり、罪を犯してしまったりということが少なくなるかもしれないという期待も持てます。子どもたちのためのネット検定のような取組も、子どもたちの自主性を引き出すアイテムとしては一個おもしろいのではないのでしょうか。

最後の一つは、学校の中にICTスクールカウンセラーとでもいいましょうか、子どもたちがICT関係、特にネットを介したコミュニケーション等で困ったときに相談できる

先生がいて欲しいという要望です。この道の専門家である植山先生や、校長先生としてじかに中高生に触れている漆先生もいらっしゃるので、このあたりはお詳しいとは思いますが。

さまざまな中学、高校で講演をさせていただいていますが、ある私立女子高での講演の際に、途中で20分ほど先生方に会場から退出して職員室で用事を足してきていただいたんです。生徒たちだけになってからは、「みんな、プロフを何個持ってる？」「何か困ったこととかある？」「先生がいない間に相談したいこととかない？」というような子どもたちの本音を引き出す質問を試してみたところ、みんな、一斉に話したんです。「こんなトラブルがあった」「私、ネットで知り合った男子高校生と親に内緒で会ったことがあるんです」「何で荒らされるの？友達がかわいそう」等々、先生や保護者が全く知らないであろうことが山ほど出てきました。「あと3分で先生が戻っていらっしゃるから、急いで質問したい人！」という、一気に話が盛り上がりましたが、先生が入られる時間になったらピタッと静まり返ったんです。

先生にも親にも知られたくないことがあるのが思春期だということは、自分自身でも経験してきているので理解できます。ですから、先生に伝わって評価に響いたりすることもなく、親に伝わって怒られることもない、親身になって相談に乗ってくれる大人が1週間に1回でも1カ月に1回でも来てくれたら、子どもたちが「誰かに相談したい」と思いつつも隠してしまうような悩みを打ち明けることができるのではないかなと思うのです。

法整備の先にあるべき青少年のネット環境を整備するための具体案として、「読み解く力と想像する力を育むカリキュラムを普通の授業の中に取り入れること」「学生のためのネット検定を作ること」「ICTカウンセラーをおくこと」、この3つが実施できたら最高じゃないかと考えております。できる限りのご協力はさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(清水座長) ありがとうございます。植山委員お願いします。

(植山委員) 最後になりましたが、臨床心理士をしております植山です。週4日は公立中学校のスクールカウンセラーとして勤務しております、残りの一日を有料カウンセリングルームで成人のカウンセリングに当たっております。

本日、お招きをいただいて正直言って当惑しておりましたが、というのは、私がアナログ世代の代表みたいな人で、中学生と話をしてもさっぱりわからないことがたくさんあるのですが、最後に尾花さんのお話を伺っていたり、いろんな資料を読ませていただいて、これは私が臨床心理士の立場、SCの立場からお話しすべきことがいくつかあると思ったので意見をいくつかお話しさせていただきます。

1つは、今、最後に尾花さんがお話になった校内での相談のことなのですが、私のようなアナログ世代の人間にでも、子どもたちは携帯絡みのことで困ると相談にやってきます。これは携帯の問題とかネットの問題ではなくて、コミュニケーション、対人関係の問題なんですよ。先ほど尾花さんもおっしゃいましたが、スキルの問題解決のスキルとか、

シミュレーションのスキルがない子たちがとても多くて、そこを一緒に考えていく。つまりどこまでは思春期特有の課題、秘密を持つという、発達上の発達課題として秘密にしておくべきことで、どこからはきちんと大人に助けを求めるべきことかという線引きをだれかがしてあげないと、どんどんマイナスの方向に行ってしまう、気がついたときに大ごとになっているというのがありますから、そのことは必要だと思います。

そこから推測してというか、私はこの資料を読みながら連想したのは、性に関する情報なのですね。子どもたちは性に関する情報について関心はあるのですが、正しい情報にきちんとアクセスできているかどうかというと、これは大変疑問でして、口コミで入ってくるもの、マスコミを通して入ってくるものは非常に歪んでいたりするわけです。ということは、メディアリテラシー、インターネットの使い方についても、同様に重要なものと考えてきちんと教えた上で、選択する力をつけてあげる必要があるのだと。これは皆さんおっしゃったように大人の責任だと思います。では、大人の責任ということで考えたいのですが、保護者の責任、法律を見ていましたら、「保護者が～」といっぱい書いてあるんですけど、私が勤務している指導困難校あたりの保護者大丈夫かなと思って・・・、こぼれちゃった子の場合はどうするのだろうと思いました。

これはもう一つ連想したのは虐待の問題を連想しまして、虐待の問題は親の責任、大人の責任なので、当該保護者が保護能力がなければ、近くにいる責任ある大人、学校等々が保護しなければいけないのですが、ところが法的なしぼりがあって、なかなか保護のところまで行かないという現状もあります。ですから今回つくられた法律が、どこまで保護者の力がなくても、その子どもを守るような方向に行くのだろうかというのが一番大きな疑問であります。

それと必然的にこの件については、先ほど大久保さんがおっしゃったのか、忘れてしまいましたけど、学校が結局は中核を担って教育をせざるを得なくなるだろうということは想像にかたくないわけです。しかし現状で先生方の様子を見ていますと、これ以上、何か降ってきたら、本当にパンクしそうな状況なのですね。今でさえもアップアップしておられるのが目に見えていて、教育相談態勢を整えることですら、特別支援教育の態勢を整えることすらアップアップしているので、なおかつ高齢化という怒られちゃいますけど、私と同世代の先生方が多かったりすると、IT関係の知識がないので難しいと。ですから、学校がやらざるを得ないことは最低限やる必要はもちろんあると思います。それがコミュニケーション能力のアップとか、そちらにつながるので必要性は感じています。フェース・トゥ・フェースの関係性があるとネット上の問題も減るのではないかと思います。ぜひ最低限の労力で最大限の効果が発揮できるような体制をつくっていただきたいと思います。

そういう意味では、民の力が活用されるというのはとてもありがたいです。教材を見せていただきましたが、これを学校の先生方が一からつくることはできません。それと二度ほどセーフティ教室に参加させていただいたのですが、全校対象のセーフティ教室で、このITに関する話をされても子どもたちには浸透していません。やはり個別、あるいは

クラス単位か小さなグループで、その子たちが持っている背景を知った上で、教材開発をしていただかなければ本当に効果はないと思いますので、ぜひそのあたりをよろしく願いしたいと思います。

以上です。

(清水座長) ありがとうございます。お約束の時間過ぎておりますが、ちょっと延長させていただきまして、副座長をお願いします。

(藤原副座長) それでは、最後に私も一言だけ申し上げます。多分世の中には大人をどこまで子どものように扱うかという問題と、子どもをどこまで大人として扱うという問題があるのだと思うのですけれども、本日の問題は、主としては子どもをどこまで大人として扱っていいのかという問題だと思うのです。ただ、問題の背景として、これまではルールを適用する我々大人の側にルール策定のための経験知というものがあつたわけですが、インターネット利用に関しては、大人の側に経験知というものがあないから問題なのだというようなお話だと思うんですね。

そこで、本日のお話を伺っていて、この法律が単なるフィリタング推奨法でないということがわかってよかったなと思っているのですけれども、ただ、その場合、何人かの方がおっしゃられたように、教育環境一般の問題とインターネット利用環境、この法律が対象としているインターネット利用環境の問題は一応きちんと整理して議論をする必要があるのだろうと考えます。そうでないと収拾がつかないくらい宿題がたくさん出るのだろうなという気がしています。

それから、各論ですけれども、この分野では費用対効果のバランスがとれる限りは技術で解決できるものは技術で対応するが原則なので、それは大いに議論していただきたいと思います。もちろん、費用がかかる、かかるというのは、具体的にきちんとしたデータを示してもらって費用がかかるということを証明してもらわなければいけないのですけれども、いずれにせよ技術的対応が重要だと思っています。

もう一つは、本日のお話を伺っていると、法律ができて、政省令ができてガイドライン的なものができて、マニュアルができてというときに、恐らく現場に向かっては規制が増幅していくと思いますので、できるだけ具体的な手法を示す必要があるのかなと思います。そうでないと、恐らく現場で行き過ぎて、いわゆる過剰反応ということになっていけないので、末端に行けば行くほど具体的でかつ柔軟な体制がとれる、杓子定規にならないような仕組みを考えなければいけないのだろうと思います。

3つ目に子どもを対象にしたビジネスをどう考えるかという問題があります。これはインターネットの中でも一部だと思いますけれども、その規律はここでもできるだけ自主規制的な手法が使われているわけです。これについては何人かの方から御意見あったように、できるだけグッドプラクティスの共有ということが重要ではないかと思います。多様なチャンネル通して、こういういい例があるというのを各省庁から挙げていただいて、これは別にどの分野と限らないと思いますので、そういうグッドプラクティスを共有して多様な

チャンネルで発信することができればいいのかなと思っております。

大体、以上です。

(清水座長) 先生方どうもありがとうございました。大変貴重な御意見をたくさんいただきました。本当にありがとうございました。

それでは時間も過ぎておりますので、意見交換は終わりにさせていただきまして、今後の予定を事務局からお願いいたします。

(小島参事官) 次の予定でございますが、12月8日を予定しているところでございます。主な議題についてはフィルタリングの関係と民間団体の支援を予定しております。詳細につきましては、追って御案内をさせていただきたいと思っております。

(清水座長) ありがとうございました。座長の不手際で若干予定の時間過ぎてしまいましたけれども、本日の議題は終了いたしましたので、これで終わりにさせていただきたいと思っております。

本日は大変お忙しい中を、長時間にわたり御審議いただき、また貴重な御意見をたくさんいただきまして誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

(了)